

チャレンジ応援制度 (活動助成金)

アワード 2022 募集要項

学部生対象

千葉商科大学教育後援会
(在学生保護者の会)からのお知らせ

最大10万円給付!! チャレンジ応援制度
アワード 2022

■ 募集内容

- ・個人・団体を問わず、様々なチャレンジ結果を表彰
- ・社会や大学の活性化に貢献した個人・団体が対象

■ 制度概要

- ・応募内容を審査し、**最大10万円を給付!!**
- ・自薦・他薦問わず応募することができます



【お問合せ】 千葉商科大学教育後援会事務局
E-mail esa-info@cuc.ac.jp Tel 047-320-8667

■ チャレンジ応援制度 (活動助成金) とは

学部生の学生生活を活性化することを目的とし、学部生の「主体的で意欲的な活動」や様々なチャレンジに挑む「取り組み」や「結果」に対して、千葉商科大学教育後援会 (在学生保護者の会) が活動を援助します。

■募集内容

メニュー	募集概要	評価項目	助成額
アワード	個人・団体を問わず、様々なチャレンジ結果を表彰 挑戦した活動において顕著な実績を残すとともに、その功績によって大学や社会の活性化に貢献した「名脇役」的な人物・団体を表彰します。	活動結果	最大 10 万円

■応募資格(次の条件を満たすものとします)

- (1) 千葉商科大学に在学中の学部生
- (2) チャレンジ応援制度(活動援助金)の趣旨を理解している。
- (3) 千葉商科大学教育後援会主催のイベント等において、活動内容の発表を行うことができる。
- (4) 表彰内容、氏名、所属学科等を千葉商科大学教育後援会の広報等に使用することを承諾できる。

■書類提出期間及び書類選考日

書類提出期間	書類選考	選考結果	授与式
4/1(金)～5/6(金)	5/14(土)	書類選考後 個別に通知	7/23(土)
5/9(月)～7/15(金)	7/23(土)		9/3(土)
7/18(月)～8/26(金)	9/3(土)		11/19(土)
8/29(月)～11/11(金)	11/19(土)		12/10(土)
11/14(月)～12/2(金)	12/10(土)		1/21(土)
12/5(月)～1/13(金)	1/21(土)		個別に通知
1/16(月)～3/10(金)	3/21(火)		個別に通知

[注]給付金額については、厳正な審査を行った結果決定します。審査の結果、助成対象の活動が選出されない場合もあります。

■提出書類

社会連携推進課にて所定用紙を受け取ってください。

資料概要		資料内容	
様式 2-1	A4(1 枚)	申請書	申請者情報・活動概要・連絡担当者情報・活動区分など
様式 2-2	A4(1 枚)	活動実績報告	目的・概要・結果・活動スケジュールなど

■応募区分

自薦と他薦では書類の記載方法が異なりますので、注意してください。

様式 2-1【アワード】	【申請区分】欄	【連絡担当者】欄	
	区分①	主担当	推薦者
自身で応募する	「自薦」を選択	自分の情報を記入	記入しない
他人を推薦する (対象者の承諾を得ること)	「他薦」を選択	推薦したい人の情報を記入	自分の情報を記入

■選考方法

審査委員会にて提出書類の審査を行い、採択有無と助成金額について総合的に判定します。

■出願から給付後までの流れ

内容
書類選考 申請書類一式を提出します。
選考結果 個別に通知します。
授与式 受給対象者は必ず出席してください。(助成金を交付します)

■よくあるFAQ集

Q. 書類選考で注意すべきことは？

A. 活動概要と活動結果については、できるだけ具体的に記載してください。

Q. 審査結果はいつどのように発表されますか？

A. 春学期・秋学期とも所定の日に社会連携推進課前の掲示板に掲示されます。

受給決定者は必ず授与式に参加してください。

Q. 授与式の際の服装はスーツですか？

A. 特に指定はありませんが、フォーマルな服装での参加を推奨しています。(スーツが無難です。)

Q. ゴールド学生証をもらうことはできますか？

A. チャレンジ応援制度では、ゴールド学生証の発行はしていません。

希望される方は「千葉商科大学学生表彰」制度に応募し、所定の審査を経る必要があります。

Q. 1人(1団体)で複数(2件以上)の申請することはできますか？

A. 複数の申請はできません。申請できるのは1人(1団体)につき1件です。

Q. 申請方法がよくわかりません。

A. 申請書の書き方や対象範囲については、社会連携推進課窓口に相談してください。

■その他注意事項

次のいずれかに該当すると認められる場合は、助成金の全額を一括返還する必要があります。

- (1) 虚偽の申請をしたとき
- (2) 退学、除籍または転学が決定したとき
- (3) 学則上の懲戒処分を受けたとき
- (4) その他、著しく学生の本文に反する行為があったとき